

自費解体・撤去に伴う償還申請書

令和 年 月 日

宇城市長 様

申請者（解体・撤去の契約者）

申請者	ふりがな氏名※1		電話	自宅（ ） 携帯（ ）	— —
	現住所	〒			
家屋等所有者氏名			申請者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ その他（ ）	
代理人※2	ふりがな氏名※1		電話	自宅（ ） 携帯（ ）	— —
	申請者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 兄弟 ☐ その他（ ）			
	現住所	〒			
連絡先	※決定通知等の送付先になります ☐ 申請者と同じ ☐ 代理人と同じ ☐ その他 ※その他の場合には以下に連絡先を記入してください。				
	ふりがな氏名※1		電話	（ ） —	
	住所	〒			

※1：法人の場合は代表者氏名 ※2：申請者本人の場合は記載不要

私は、令和8年熊本地震により被災した下記の損壊家屋等について、その全部を解体及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託しましたので、その委託に要した費用についての償還を申請します。

記

損壊家屋等の解体・撤去の概要

損壊家屋等の所在地	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる（下記に記入してください。） 〒
対象家屋等	1. 住家 ☐ 全壊（ 棟） ☐ 大規模半壊（ 棟） ☐ 中規模半壊（ 棟） ☐ 半壊（ 棟） 2. その他 ☐ 全壊（ 棟） ☐ 大規模半壊（ 棟） ☐ 中規模半壊（ 棟） ☐ 半壊（ 棟） ※納屋、倉庫、土蔵、事務所、店舗等の種類と数量 3. 被災民有地内に流入した災害廃棄物等 ☐ なし ☐ あり
家屋等の現況	☐ 全部を解体・撤去済 ☐ その他（ ）
契約日	令和 年 月 日
支払金額 (消費税込)	円

裏面あり

自費解体・撤去に伴う償還申請に係る同意

申請を行うに当たり、以下の８点について同意します。

- 1 費用償還の対象となるのは、原則、罹災証明書又は被災証明書にて「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された損壊家屋等について、その全部を解体及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託した場合です。損壊家屋等の一部を解体し、解体により生じた廃材等の撤去・処理を行った場合は対象となりません。
- 2 償還額は、宇城市が定めた基準により算定した額となりますので、解体業者等への支払金額を下回ることがあります。
- 3 費用償還の対象は、損壊家屋等及び損壊家屋等と一体として解体を行ったもののうち、宇城市が解体・撤去が必要と認めるものです。
- 4 解体・撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決します。
- 5 費用償還に関して関係権利者との紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決します。
- 6 宇城市が、費用償還に関する事務を行うために、必要な範囲で、宇城市の各課室及び関係する行政機関から必要な情報の提供を受けることに同意します。
- 7 本申請に関して、宇城市が現地を確認するために敷地内に立ち入ることに同意します。
- 8 本申請書に記載された個人情報その他の情報については、宇城市の本事業に関与する事業者提供することに同意します。

(注記)

- 代理人による申請の場合は、申請者の委任状を添付してください。
- 申請の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

申請者 自署
